

○国家公安委員会規則第十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第十一项、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百八条の二十五及び同法第一百八条の三十二第三項において準用する同法第一百八条の三十一第八項、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項及び第四条第一項並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第三項及び第三十九条の五第二項の規定に基づき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第一条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章～第三章 「略」</p> <p>第四章 指定試験機関の指定等（第十六条―第三十条）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（型式試験）</p> <p>第十五条 「1～6 略」</p> <p>7 指定試験機関は、型式試験申請書及び第一項の規定により提出された書類（第三十一条の規定によりこれらの書類の提出に代えて電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び電磁的記録媒体提出票が提出された場合にあつては、当該電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票）並びに同項の規定により提出された遊技機のうち一台を型式試験が終了した日から六年間保管しなければならない。ただし、型式試験の結果、型式試験申請書に係る型式が技術上の規格に適合していないと認める場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第五章 雑則</p> <p>（電磁的記録媒体による手続）</p> <p>第三十一条 次各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章～第三章 「同上」</p> <p>第四章 指定試験機関の指定等（第十六条―第三十一条）</p> <p>第五章 雑則（第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（型式試験）</p> <p>第十五条 「1～6 同上」</p> <p>7 指定試験機関は、型式試験申請書、第一項の規定により提出された書類及び同項の規定により提出された遊技機のうち一台を型式試験が終了した日から六年間保管しなければならない。ただし、型式試験の結果、型式試験申請書に係る型式が技術上の規格に適合していないと認める場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">「章名を付する。」</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第三十一条 次各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による</p>

提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び別記様式第二十三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第一条第三項第三号に規定する書類 第十四条第一項
- 二 遊技機試験申請書 第十四条第一項
- 三 第七条第二項第六号に規定する書類 第十五条第一項
- 四 型式試験申請書 第十五条第一項
- 五 十一 略

十二 試験員が第十九条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面 第十六条第二項及び第二十條第二項  
十三 十五 略

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二十三号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 号を加える。〔
- 二 号を加える。〔
- 三 号を加える。〔
- 四 号を加える。〔
- 五 七 同上
- 六 四号ずつ繰り下げる。〔

八 試験員が第十九条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面 第十六条第二項  
九 十一 同上

〔四号ずつ繰り下げる。〕

二 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

三 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式

---

「項を削る。」

「項を削る。」

「章名を削る。」

---

三 文字の符号化表現については、日本産業規格 X〇二〇八附属書一に規定する方式

4|| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格 X〇二〇一及び X〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格 X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5|| 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称

二 提出年月日

第五章 雑則

備考  
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第23号（第31条関係）

電磁的記録媒体提出票	
第14条第1項 第15条第1項 第16条第1項 第16条第2項 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第20条第1項 第20条第2項 第22条第1項 第22条第2項	の規定により提 出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。
殿	年 月 日 提出者の氏名又は名称及び住所
1 電磁的記録媒体に記録された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考

- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第23号（第31条関係）

フレキシブルディスク提出票	
第16条第1項 第16条第2項 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第20条第1項 第22条第1項 第22条第2項	の規定により提 出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。 本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。
国家公安委員会殿	年 月 日 提出者の名称及び事務所の所在地
1 フレキシブルディスクに記録された事項	
2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類	

備考

- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正)

第二条 交通事故調査分析センターに関する規則(平成四年国家公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>「項を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>2   前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>3   第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p>



「項を削る。」

「項を削る。」

別記様式第2号 (第9条関係)

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日  
提出者の名称  
住 所

道路交通法第108条の20第1項  
道路交通法第108条の20第2項  
交通事故調査分析センターに関する規則第1条第1項の規定により提出す  
交通事故調査分析センターに関する規則第1条第2項  
交通事故調査分析センターに関する規則第5条第1項  
交通事故調査分析センターに関する規則第5条第2項

べき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称

二 提出年月日

別記様式第2号 (第9条関係)

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日  
提出者の名称  
住 所

道路交通法第108条の20第1項  
道路交通法第108条の20第2項  
交通事故調査分析センターに関する規則第1条第1項の規定により提出す  
交通事故調査分析センターに関する規則第1条第2項  
交通事故調査分析センターに関する規則第5条第1項  
交通事故調査分析センターに関する規則第5条第2項

べき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則の一部改正)

第三条 盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>「項を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>2   前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>3   第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p>

「項を削る。」

「項を削る。」

別記様式 (第9条関係)

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日  
提出者の名称  
住 所

第2条第1項  
第2条第2項の規定に  
第5条第1項  
第5条第2項

より提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称

二 提出年月日

別記様式 (第9条関係)

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日  
提出者の名称  
住 所

第2条第1項  
第2条第2項の規定に  
第5条第1項  
第5条第2項

より提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1 フレキシブルディスクに記載された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 「フレキシブルディスクに記載された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則の一部改正)

第四条 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第八条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>「項を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第八条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>2   前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>3   第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p>

「項を削る。」

「項を削る。」

別記様式 (第8条関係)

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日  
提出者の名称  
住 所

外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則  
第2条第1項  
第2条第2項  
第5条第1項  
第5条第2項

き書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称

二 提出年月日

別記様式 (第8条関係)

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日  
提出者の名称  
住 所

外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則  
第2条第1項  
第2条第2項  
第5条第1項  
第5条第2項

き書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1 フレキシブルディスクに記録された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第五条 交通安全活動推進センターに関する規則(平成十年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。



<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第十三条  次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第四号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第十三条  次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>2   前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>3   第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p>

「項を削る。」

「項を削る。」

別記様式第4号（第13条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日  
提出者の名称  
住 所

第1条第  
第1条第  
第7条第  
第7条第

交通安全活動推進センターに関する規則第12条において準用する  
1項 第7条第  
2項 第7条第  
1項  
2項

の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録し  
た電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記載された事項  
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考 1 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第4号（第13条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日  
提出者の名称  
住 所

第1条第  
第1条第  
第7条第  
第7条第

交通安全活動推進センターに関する規則第12条において準用する  
1項 第7条第  
2項 第7条第  
1項  
2項

の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録し  
たフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

1 フレキシブルディスクに記載された事項  
2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 「フレキシブルディスクに記載された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記載されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。
- 5 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 一 提出者の名称  
二 提出年月日

(国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第六条 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 電磁的記録(次号に規定するものを除く。)を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の</p>	<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 電磁的記録(次号に規定するものを除く。)を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の</p>

作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調整する方法により作成を行わなければならない。

別表第一

〔略〕	第三十八条第二号、第三号 及び第十二号（同条第二号 及び第十二号については、 第九十七条第三項において 準用する場合を含む。）
〔略〕	〔略〕

別表第二

古物営業法	第十九条第二項
〔略〕	〔略〕

別表第三

〔略〕	第三十八条第二号、第三号 及び第十二号（同条第二号 及び第十二号については、 第九十七条第三項において 準用する場合を含む。）
風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律施行規則	

作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調整する方法により作成を行わなければならない。

別表第一

〔同上〕	第三十八条第二号、第三号 及び第十二号（同条第二号 及び第十二号については、 第九十七条において準用す る場合を含む。）
〔同上〕	〔同上〕

別表第二

古物営業法	第十九条第四項
〔同上〕	〔同上〕

別表第三

〔同上〕	第三十七条第二号、第三号 及び第八号
風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律施行規則	

備考 表中の「」の記載は注記である。



## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、  
当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。